

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等を次の一とおり告示する。	○財務省令第三十号
発行価格	発行単位	振替額面金	最低額面金	払込金額	発行方法	用法	振替の法律項及び根柢の適法	發行名稱及び記	平成二十一の年四月三日より告示する。	国債の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省告示第百六十四号)
錢額平す額の振面成るの記替金二。整載法額十數又の倍は規の記定金録に額はよに、る百日三日百円五百十四	平す額の振面成るの記替金二。整載法額十數又の倍は規の記定金録に額はよに、る百日三日百円五百十四	五百七額い募振の以律社條九特回利付國庫債券(五年)(第八十一								

財務大臣与謝野馨

平成二十一年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
は、その翌営業日に支払う（以
て同じ。）。

規定する期日にについて同じ。
下、次号及び第十五号におい
ては、その翌営業日に支払う（以
て同じ。）。

額面金額の総額× $\frac{0.8}{100} \times \frac{14}{365}$

(一) 年〇八パーセント
各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出し
た金額を第十八号に規定する。期日には払い込むものとす

十
八
七
六
五
十
四

払
込
期
所
日
払
利
還
金
支
額
元
場
所
金
支
額
償
還
期
期
限
償
償
後
の
利
期
子
以

額面金額 $\times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

平
成
二
十
一
年
四
月
三
日
日
本
銀
行
百
円
年
行
額
支
の
月
六
年
う
に
三
つ
月
三
き
二
百
十
間
日
利
成
金
額
二
十
支
の
月
日
と
二
年
う
以
し
。前
各
月
支
び
間
払
九
月
に
期
属
に
す
お
十
り
日